

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	情報政策課
委 託 業 務 名	身体障害者手帳システム標準化移行用データ抽出業務
委託業務場所	大津市御陵町 3 番 4 号
概 要	地方公共団体情報システムの標準化に関する法律及び関係法令の規定並びに国の方針に基づき、令和 7 年度末までに標準化対象業務である身体障害者手帳システム（障害者福祉の一部）について、標準準拠システムへの移行を行う。 標準準拠システムへデータを移行するにあたり、現行システムからデータの抽出を実施する。
契 約 期 間	契約締結日から令和 7 年 3 月 1 0 日まで
契 約 年 月 日	令和 6 年 8 月 2 日
契 約 金 額	2, 6 5 4, 0 2 5 円
契約の相手方	〔所在地〕佐賀県佐賀市兵庫町藤木 1427 番地 7 〔名 称〕株式会社佐賀電算センター
契約相手方の選 定 理 由	当該業者は身体障害者手帳システム開発業者であり、パッケージ部分のプログラムのソース等については公開されておらず、当該業務に対応することができる唯一の業者であるため。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 ②不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策
随意契約については、別途公表をしています。